

建設工事等における入札・契約制度の改正
説 明 会
【平成31年4月1日施行】

日時：平成31年2月28日（木）10:30～ 行政庁舎2階講堂
3月 1日（金）10:30～ 行政庁舎2階講堂
3月 5日（火）10:30～ 登米合庁5階大会議室
3月 6日（水）10:30～ 大崎合庁1階大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説明事項

(1) 建設工事における入札契約制度の改正について

- ・ 総合評価落札方式の改正について
- ・ 警告措置に対する追加専任技術者配置の取扱いについて

(2) 建設関連業務における入札契約制度の改正について

- ・ 総合評価落札方式の改正について
- ・ 総合評価落札方式の適用拡大について
- ・ 業務成績調書の改正について
- ・ 配置管理技術者の担当業務数について

(3) 震災特例措置について

- ・ 震災特例措置の取扱いについて

4 質疑応答

5 閉 会

~ MEMO ~

建設工事等における入札・契約制度の改正説明会

[平成31年4月1日施行]

宮城県出納局契約課



目次

1. 建設工事における入札契約制度の改正について

- (1) 総合評価落札方式の改正について
 - ・専任補助者制度の拡充
 - ・ICT施工・3次元化等の活用提案の新設
- (2) 警告措置に対する追加専任技術者配置の取扱いについて

2. 建設関連業務における入札契約制度の改正について

- (1) 総合評価落札方式の改正について
 - ・管理補助技術者制度の新設
- (2) 総合評価落札方式の適用拡大について
- (3) 業務成績調書の改正について
- (4) 配置管理技術者の担当業務数について

3. 震災特例措置について

- (1) 震災特例措置の取扱いについて

4. 施行日について

1. 建設工事における入札契約制度の改正について

2

1 - (1) 総合評価落札方式の改正について

1. 総合評価落札方式について

- 供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最も優れた工事を施工できる者と契約
- 総合評価点の最も高いものが落札候補者となる

2. 総合評価落札方式の評価点



今回（平成31年4月以降）の価格以外の評価項目の改正は、全ての型式（特別簡易型，簡易型，標準型，高度型）に適用します。

3

1 - (1) 総合評価落札方式の改正について

改正内容 <価格以外の評価項目の拡充>

<専任補助者制度の拡充>

「配置技術者の評価」において、若手や女性技術者を配置した場合、加えて専任補助者を配置する場合は、総合評価の配置予定技術者の評価について、当該専任補助者の成績・実績を評価する手法を導入。

<ICT施工・3次元化等の活用提案の新設>

新たに「生産性向上」の評価の視点を設定し、全ての型式において「ICT施工・3次元化等の活用提案」を評価項目として追加。

【一般土木工事用 標準型(施工計画型)の場合】

評価の視点		評価項目	平成30年4月改正 (現行)	平成31年4月改正	備考
企業 及び 技術者 等の 評価	技術力	企業評価	6,000点	6,000点	
		配置技術者の評価	8,000点	8,000点	専任補助者制度の拡充
	社会性	労働福祉	2,000点	2,000点	
	地域性	地域・貢献	9,500点	9,500点	
		震災貢献	2,000点	2,000点	
	生産性向上	ICT施工・3次元化等の活用提案	—	2,000点	
	施工計画等		15,000点	15,000点	
合計			42,500点	44,500点	

4

1 - (1) 総合評価落札方式の改正について

改正内容 <価格以外の評価項目の拡充>

<専任補助者制度の拡充>

✓ 若手技術者に加え女性技術者の確保・育成に向けた評価方法を導入します。

導入する背景

1. 本県では、「新・みやぎ建設産業振興プラン」において、「将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成」という基本目標の下に「若手の早期活躍の推進」「女性の活躍の場の拡大」に関する施策を展開することとしている。
2. 総合評価落札方式では、経験の少ない若手技術者や女性技術者より、経験豊富なベテランの技術者を配置して入札に参加している。そのため、若手技術者や女性技術者が経験を積む機会が失われている。

- ✓ 総合評価落札方式において専任補助者制度の改正
- 若手技術者（35歳未満） 平成30年4月導入済み
- 女性技術者（年齢問わず） 平成31年4月追加

5

1 - (1) 総合評価落札方式の改正について

改正内容 <価格以外の評価項目の拡充>

<ICT施工・3次元化等の活用提案の新設>

【概要】

1 新たに「生産性向上」の評価の視点を設定し、全ての型式において「ICT施工・3次元化等の活用提案」を評価項目とし、当該工事における技術提案を求めるもの。

2 各施工プロセス（3次元起工測量、3次元設計データの作成、ICT建設機械の施工、3次元出来形管理、3次元データの納品）の活用数に応じ評価する。

(1) ICT施工・3次元化等の活用提案をする場合は、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」【別記様式-1】を作成し、落札候補者となった時点で提出する。

(2) 評価基準及び評価点

評価の視点	評価項目	評価基準	評価点
生産性向上	ICT施工・3次元化等の活用提案	活用なし	0.000点
		3次元化・ICT施工等の一部活用(工事計画書の施工プロセスで1~2つ活用する場合)	0.500点
		3次元化・ICT施工等の一部活用(工事計画書の施工プロセスで3~4つ活用する場合)	1.000点
		3次元化・ICT施工等の全面的な活用(工事計画書の施工プロセスで全て活用する場合)	2.000点

1 - (1) 総合評価落札方式の改正について

改正内容 <価格以外の評価項目の拡充>

<ICT施工・3次元化等の活用提案の新設>

【留意事項】

1 工事計画書の(D)技術番号・技術名に記載している技術は、提案の有無に関わらず、施工計画・技術提案等（いわゆる作文）の評価対象外とする。

2 提案した技術は、設計変更の対象とし費用を計上する。ただし、費用を計上できない工事については、その旨を特記仕様書（施工条件明示書）に明記。

3 履行確認は工事完了時に評価することとし、入札時に申告された評価基準の範囲から下回った場合は、履行が担保できなかったものとして評価し、工事成績考査にて減点措置とする。

【別記様式-1】

ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書

(A) 施工プロセスの段階	(B) 作業内容	(C) 採用する技術番号	(D) 技術番号・技術名
□ ① 3次元起工測量			1 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4 トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ※複数以上の技術を組み合わせ可
			□ ② 3次元設計データ作成
□ ③ ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記作業内容に「☑」を付ける	□ 掘削工		1 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ 2 3次元MCまたは3次元MGバックホウ 3 3次元MCモータグレーダ ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 ※採用する機種及び活用作業工種・施工範囲については、受注後の協議により決定する。
	□ 盛土工		
	□ 路床盛土工		
	□ 路面整形工		
	□ 路盤工		
□ ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ※当該工事に含まれる右記作業内容に「☑」を付ける	□ 出来形		1 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4 トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
	□ 品質		9 TS-GNSSを用いた締固め回数管理
□ ⑤ 3次元データの納品			

1 - (2) 警告措置に対する追加専任技術者の取扱いについて

✓ 追加専任技術者の配置を求める要件の改正

追加専任技術者の配置とは？

⇒例えば過去1年以内に工事成績評点65点未満の建設業者について、工事品質の確保のため、通常の配置技術者のほかに、専任の技術者1人の配置を求めるものです。

技術者の2名による現場施工体制

品質の確保
安全の確保
工程の管理

～抜粋～ 建設工事執行規則取扱要綱（第4第3項）（競争入札参加資格条件）

工事執行者は、前項第3号に関し入札公告日（指名競争入札にあっては、指名通知日）の過去1年以内に、次の事項に該当した場合は、前項第3号で条件を付した配置技術者のほか1者を専任で当該工事現場に配置させなければならない。

- (1) 県工事検査規程に基づく工事成績評点が65点未満であったとき。
- (2) 工事請負契約書に基づいて修補の指示を受けたことがあるとき。
- (3) 品質管理又は安全管理に関し指名停止又は書面により警告若しくは注意の喚起を受けたとき。
- (4) 工事施工者自らに起因して工期を大幅に遅延させたとき。

8

1 - (2) 警告措置に対する追加専任技術者の取扱いについて

改正概要

1. 指名停止までの措置までに至らない事案で、品質管理又は安全管理に関する警告若しくは注意の喚起を受けた場合について、追加専任技術者措置の対象外とします。
2. 宮城県知事より指名停止通知を受けたときは、今までどおり追加専任技術者措置の対象とします。

改正前

建設工事執行規則取扱要綱（第4第3項）

- (3) 品質管理, 安全管理に関し, 指名停止
又は書面により警告若しくは注意の喚起を受けたとき。

改正後

建設工事執行規則取扱要綱（第4第3項）

- (3) 品質管理, 安全管理に関し, 指名停止を受けたとき。

9

2. 建設関連業務における入札契約制度の改正について

10

2 - (1) 総合評価落札方式の改正について

改正内容 <価格以外の評価項目の拡充>

<管理補助技術者制度の新設>

- ✓ 若手技術者及び女性技術者の確保・育成に向けた評価方法を導入します。

導入する背景

1. 本県では、「新・みやぎ建設産業振興プラン」において、「将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成」という基本目標の下に「若手の早期活躍の推進」「女性の活躍の場の拡大」に関する施策を展開することとしている。
2. 総合評価落札方式では、経験の少ない若手技術者や女性技術者より、経験豊富なベテランの技術者を配置して入札に参加している。そのため、若手技術者や女性技術者が経験を積む機会が失われている。

- ✓ 総合評価落札方式において管理補助技術者制度を導入
(平成31年4月改正)
- 若手技術者(40歳以下)及び女性技術者(年齢問わず)が対象

11

2 - (2) 建設関連業務の総合評価落札方式の適用拡大について

✓ 総合評価落札方式を段階的に適用拡大します。

適用を拡大する背景

1. 建設関連業務において、より透明性、公平性及び競争性を高めるため、一般競争入札及び総合評価落札方式の適用拡大を進めております。
2. 過度な価格競争を防止するとともに、震災復興後の事業環境を見据え、技術力・専門力に優れた、地域を支える優良企業の受注機会の確保を図る必要があることから、**総合評価落札方式の適用を拡大**します。

✓ 平成31年4月改正

金額：設計額（税込）

		現 行	改 正
一般競争入札	測量業務	5百万円以上	5百万円以上
	うち総合評価落札方式	1千万円以上 5百万円～1千万円（50%以上）	5百万円以上
	建設コンサルタント業務等	1千万円以上	1千万円以上
	うち総合評価落札方式	2千万円以上	2千万円以上

・上記表の建設コンサルタント業務等には、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務を含みます。

12

2 - (3) 建設関連業務の成績調書について

✓ 成績評定する対象額を拡大するとともに、業務成績調書を改正します。

適用を拡大する背景

1. 建設関連業務の成績調書について、平成30年4月に国で評定表の改正が行われた。本県においても、国の評定表を準用し、平成31年4月から**最終契約額 100万円（税込）以上の業務**について成績評定する。

	現 行	改 正
測量業務	当初設計額500万円以上	最終契約額 100万円以上
設計業務		
その他業務		
発注者支援業務等※	当初設計額250万円以上	

・上記表は、税込み価格

2. 評定表を改正する業務

測量業務、設計業務、その他業務について評定表を改正。

※発注者支援業務は、国の改正が無かったため、現行の成績調書を引き続き使用。

13

2 - (4) 配置管理技術者の担当業務数について

✓ 担当業務数の上限（5件以下）について運用を統一します。

改正内容

1. 入札参加資格に関する配置管理技術者の担当業務数について、**当該業務を含め5件**とします。（少額案件及び随意契約案件を除く。）
2. 同じ管理技術者の担当する落札件数が5件を超えるときは速やかに入札執行者へ報告し、**当該業務の入札を無効**とします。

改正前

入札公告 配置管理技術者の資格及び担当業務数に関する条件

管理技術者としての**担当業務数が5件以下**の管理技術者を配置できること。

改正後

入札公告 配置管理技術者の資格及び担当業務数に関する条件

管理技術者としての**担当業務数が当該業務を含め5件以下**の管理技術者を配置できること。**ただし、契約金額が税込み100万円以下及び随意契約により契約した業務を除く。**

3. 震災特例措置について

3 - (1) 震災特例措置の取扱いについて

- ✓ 東日本大震災等の特例措置を継続します。
- ✓ 特例措置は、平成33年度で原則廃止の方向で検討します。

- 東日本大震災からの早期復旧・復興を目指し、県発注工事の入札契約手続き等に関する様々な特例措置を講じてきている。
- 平成31年度は、復旧復興事業のピークは過ぎたものの、未だに継続されていることを踏まえ下記のとおり継続し、運用します。

平成31年度

震災特例	9項目	⇒	すべて継続
その他の特例	2項目	⇒	すべて継続

- なお、震災特例措置及びその他特例措置は、今後の状況を見据えながら平成33年度で原則廃止の方向で検討します。
(なお、震災復興後の建設産業の状況を見据え、項目ごとに制度化等の検討予定)

16

3 - (1) 震災特例措置の取扱いについて

➤ 特例措置の項目について（震災特例及びその他特例）

◆震災特例 ⇒ 継続

- ① 契約締結後における単価適用年月の変更
- ② 公告日における積算基準及び設計単価の適用年月日の前月適用
- ③ 地域ブロック適用緩和と不調後の再発注時の取扱い
- ④ 舗装工事の下請負を請負額の5割まで緩和
- ⑤ オープンブック方式の適用緩和
- ⑥ 低入札価格調査の簡素化・迅速化
- ⑦ 総合評価落札方式 特別簡易型（実績重視型）の導入
- ⑧ 東日本大震災での災害対応について加点点評価
- ⑨ 下請負企業、下請金額変更時の工事成績減点の緩和

◆その他の特例 ⇒ 継続

- ① 震災特例③を準用し、豪雨災害等の災害復旧工事にも適用
- ② 総合評価簡易型（実績重視型）の適用範囲額を1億円まで拡大

17

4 施行日について

平成31年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用します。

5 関係資料の掲載箇所について（出納局契約課HP）

【建設工事及び工事関連業務の要綱・要領，様式】



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk20.html>

【総合評価落札方式の手引き】



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk79.html>

- 上記のほか，入札情報サービス／共通ファイルダウンロードへも掲載しておりますのでこちらもご確認願います。



入札情報サービスは、
24時間365日ご利用できます。